

# 議会だより

平成21年第1回定例市議会

平成21年4月15日 第3号

予算特別委員会特集①

## 中小企業対策など経済問題で論戦！

平成21年2月12日に招集された平成21年第1回定例市議会は、17日～19日の3日間にわたる代表質問を終え、26日からは予算特別委員会において、付託された平成21年度予算案やその他の議案について、論戦が展開された。同日は、自民党委員が中小企業対策など経済問題を中心に、市側の考えを質した。主な質疑の概要は、次のとおり。

### 予算特別委員会(2月26日)

#### 宗形雅俊委員(南区)

##### 入札制度について

##### 制度を改善し、中小建設業者の負担軽減を

**[現場代理人の工事現場常駐制の改善について]** 建設業法では現場代理人の工事現場常駐制や主任(監理)技術者の配置等一定の条件が課されているが、中小建設業者には過大な負担で入札辞退も起きている。中小建設業者の負担軽減や受注・参加機会の確保の点から、現場代理人の工事現場常駐制の改善が必要と考える。

**[最低制限価格の引き上げについて]** 工事などの最低制限価格は、予定価格の80%弱～85%に設定されているため、最低制限価格に近い応札が相次ぎ、中小建設業者は危機的な経営状況にある。低価格入札は質の確保の点でも問題があるので、最低制限価格を大幅に引き上げる必要があると考える。

##### 市有建築物の表示登記について

**[市有建築物の表示登記について]** 不動産登記法では地方公共団体所有の土地・建物は表示登記の義務はなく、市の登記は権利関係に紛争の恐れがある30棟(全体の0.5%)に止まるが、何れは登記しなければならない。北海道はほぼ100%登記済み。市も表示登記すべきと思う。

##### □ 理事者側の答弁 □

**[現場代理人の常駐制について]** 工事の品質と適格な履行が確保される範囲で、少額な設備系工事等で、同一発注課の場合に限り、2箇所を限度に兼任を認める方向で検討している。

**[最低制限価格について]** 直ちに引き上げる考えはない。しかし、平成21年度から、品質確保のために総合評価落札方式の改善や成績重視型入札の拡大などの対策を講ずる。

**[表示登記について]** 今後も個々の状況を適正に判断し、必要な場合には実施していく。

## 近藤和雄委員(豊平区)

### 市有地の売却について

#### 地価上昇時に売却を、市の財源増収に直結

[地価下落時における市有地売却について] 市有地の売却が進められているが、多額の市税を投じた市民の財産が低価格で処分されるのは納得しかねる。地価上昇時に売却すれば増収に直結する。売り急ぎではないか。地価下落時に物件を売り出すのは財源不足のためだけなのか。

[市有地売却の適正調査について] 市が財源不足解消だけの理由で市有地を処分することは、まちづくりの点等から必要性がある土地も処分し、後悔することになりかねない。未利用地は必要性や将来の利用可能性を精査し、十分検討の上で売却するか否かを決定しているのか。

#### □ 理事者側の答弁 □

市財政は厳しく、平成19年12月に策定した「行財政改革プラン」による各年度目標の達成のため、市有地を1件でも多く売却し収入を確保する必要がある。売却決定の際、未利用地は、必要性を関係部局に問い合わせ、一定規模以上の土地は、関係部局により協議している。

## 馬場泰年委員(白石区)

### 市職員の市有地への通勤駐車について

#### 駐車料有償化、公共交通の利用増と環境面にメリット

[駐車料の有償化について] 自家用車通勤で市有地に駐車する職員数は8千3百人で全職員の半数に及ぶ。市は「交通費が交通機関利用に比べ約6,100円少ない自家用車利用者が駐車料有償化で交通機関に換わると市の出費が多くなる」としているが、有償化で全ての自家用車利用者が交通機関利用に回るわけではない。一方、交通機関利用者の増加は地下鉄やバスの増収になり、補助金削減や環境にもメリットがある。是非有償化に踏み切るべきと考える。

[1年後の有償化実施を提言] 1台5千円の駐車料徴収の場合、自家用車利用者が3割減でも年間約3億5千万円の収入になる。厳しい財政下で、市民負担を求めるのみでなく、市内部にも目を向けるべき。一定の考慮はすべきだが、1年後くらいには実施するよう求めたい。

#### □ 理事者側の答弁 □

実態調査し、駐車場の利用可否を含め財産管理適正化の点から関係部局と調整していきたい。

## 山田一仁委員(東区)

### 緊急経済・雇用対策について

#### スピードが大事！ 発注率は、秋までに70%確保を

[地元企業の資金需要への対応について] 平成21年度当初予算と20年度補正で1,885億円規模の「緊急経済・雇用対策事業

費」を計上しているが、緊急対策とは言いがたい。新資金等融資枠も対前年度 121 億円増の 1,984 億円を確保したとしているが、地元企業への資金需要対応として十分と考えているのか。  
【**地元中小企業の受注機会の確保について**】 地元経営者が今最も求めているのは仕事である。受注確保に 735 億円を措置しているが、本年度も最低制限価格付近での低落札が頻発し、多額の入札差金が生じていると推察される。発注は地元中小企業に配慮したものなのかどうか。  
【**早期発注について**】 緊急経済・雇用対策で大事なものはスピードである。時期を逸すれば対策の意味がなくなる。700 億円超の工事は当然、早期発注で臨むと思うが、秋までには 70% ぐらいの発注率でなければ対策にならないと思う。発注予定について伺いたい。

#### □ 理事者側の答弁 □

融資枠の拡大は、200 億円規模の新たな景気対策金融支援資金を創設するなど、中小企業向けの貸し付けを大幅に拡大したので、当面の資金需要に応えることができると認識している。  
公共事業の発注は、生活道路整備はシーリング対象外としたほか市有建築物長寿命化の修繕を可能な限り前倒し実施するなど、地元中小企業の受注機会の確保に最大級の配慮をした。  
発注時期は、例えば道路工事は 21 年 5 月末までにおよそ 30% の発注率を目指し準備しており、施設建築も可能な限り早期の発注を目指していると関係部局から聞いている。

## 定例市議会 (2月12日)

# 住宅耐震化促進条例、改正される！

### 住まいの安全確保、全家屋を対象に！ 自民・公明プロジェクトが推進

「住宅耐震化促進条例」は、住宅の耐震化を促進し、市民の安全と安心を確保するため平成 18 年に制定されたが、大地震による被害を最小限に抑えるには、対象を現行の戸建住宅から共同住宅にも拡大する必要があるとして、全議員の提案により改正案が上程され、2 月 12 日の本会議で可決された。本改正案は自民党と公明党議員を構成メンバーとして立ち上げられた「住まいのプロジェクト」(座長・村松正海議員・北区)が推進役となり議論を重ねてきた。

## 村松正海議員 (北区)

### 本会議の席上で、改正条例案の提案趣旨を説明

市の「第 3 次地震被害想定」(平成 20 年 9 月公表)では、大地震が厳冬期に発生した場合、死者(凍死者含む)は最大 8 千人余、建物全壊が最大 3 万 3 千棟余、経済被害は、建物やライフラインへの直接被害が最大約 6 兆 3 千億円に及ぶと想定されている。同プロジェクトでは、これらの被害を未然に防

止するためには、条例の対象家屋を、現在の戸建家屋からマンション等の共同住宅を含めた全ての家屋に拡大すべきであるとして、昨年 6 月から勉強会や検討会を重ね、他党派との調整を行い、今回改正案の提出に至った。座長の村松議員が本会議で提案趣旨を説明し、この中で、市長にも「議会の総意に基づく条例の趣旨を理解の上、市民の安全及び生活の安心を確保するため、これまで以上に住宅の耐震化に係る施策を推進すべき」旨を申し入れた。

【**住まいのプロジェクト自民党メンバー**】 村松正海座長 (北区)、笹出昭夫議員=顧問 (清田区)、近藤和雄議員 (豊平区)、細川正人議員 (中央区) の 4 議員。公明党からは 4 議員。

## 経済委員会(2月9日)

### 宮村素子委員(清田区)

2月9日の経済委員会で「市立札幌病院・新パワーアッププラン」の素案が示され、宮村素子委員(清田区)が質した。

#### 市立病院、医師の処遇改善と助産師職の採用も!

[地域医療連携の推進について] 限られた地域医療資源を効率的・効果的に活用するため、市立病院のような地域中核病院は、市内の病院等との連携をどのように行っていくのか。

[周産期医療体制の拡充について] 過酷な勤務の医師の負担軽減と処遇改善を図るべきと思う。また役割が大きい助産師を看護師職ではなく助産師職として確保すべきではないか。

#### □ 理事者側の答弁 □

[地域医療連携の推進について] 病気の発症、急性期・回復期、在宅に至る切れ目のない地域完結型医療が提供できるネットワークづくり等円滑な仕組みづくりに取り組んでいきたい。

[周産期医療体制の拡充について] 新年度は産婦人科や新生児科の医師定数を増やす。医師の処遇改善はハイリスク分娩業務手当を本年1月に創設。今後も改善に努める。助産師確保は、有資格者10人を新年度採用の予定。病院独自の助産師採用は関係部局と協議を進めたい。

【経済委員会自民党委員】横山峰子副委員長(北区)、大越誠幸委員(東区)、宮村素子委員(清田区)

## 財政市民委員会(2月23日)

### 飯島弘之委員(西区)

2月23日の財政市民委員会で、平成20年度一般会計補正予算が審議された。この中で、昨年結論が二転三転して、市民に大きな不安と混乱を招いた民間バス路線の19年度分補助金が計上されており、補助額は市が定める基準により系統ごとの経常費用と経常収入の収支差が赤字の場合に、赤字額を交付する現行制度を準用したもの。飯島弘之委員(西区)は、これを質した上で、新補助制度として、①事業者の実態に即した制度と、②インセンティブ(誘引)制度導入の必要性を指摘した。

#### 民間バス事業者への補助制度、実態に即した制度に!

[バス事業者の実態に即した補助制度について] 補助金は、事業3社の平均とも言える基準原価から算出した費用と実車時間や実車走行<sup>\*</sup>比率等の配分により算出した費用のどちらか少ない方の費用を採用しているが、当然、事業者ごと、路線ごとにコストが異なるので、単に少ない方を採用するのではなく、事業者の負担を軽減するために実態に即した基準で行うべき。

[インセンティブ(=誘引)制度の導入について] 新たな補助制度の検討の中では、インセンティブ制度のようなものも必要と考えるが、事業者の意見を十分に踏まえて、経営努力が加味されるような仕組みを考えるべきではないか。

【財政市民委員会自民党委員】村松正海委員長(北区)、三上洋右委員(豊平区)、勝木勇人委員(西区)、飯島弘之委員(西区)